

※赤字部分が修正部分

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第七条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一・二 (略) 三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十六条第四項から第六項まで、第二十六条及び第二十九条の規定による基準 四 (略) 五 法第十七条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める基準以外のもの (職員の配置の基準) 第十二条 (略) 25 (略) 6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認め	(趣旨) 第一条 養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十六条第四項及び第五項、第二十六条並びに第二十九条の規定による基準 四 (略) 五 法第十七条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの (職員の配置の基準) 第十二条 (略) 25 (略) 6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは

られるときは、これを置かないことができる。

7～11 (略)

12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一 (略)

二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

三・四 (略)

(処遇の方針)

第十六条 (略)

2～5 (略)

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、**支援員**その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 **支援員**その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

、これを置かないことができる。

7～11 (略)

12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一 (略)

(新設)
二・三 (略)

(処遇の方針)

第十六条 (略)

2～5 (略)

(新設)

※赤字部分が修正部分

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第九条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 (略) 2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 (略) 二 法第九十七条第三項の規定により、同条第四項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五 条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)、第五条の二 (第五十条において準用する場合を含む。)、第十三条第四項から 第六項まで、第十五条(第五十条において準用する場合を含む。) 、第十八条第七項、第三十二条(第五十条において準用する場合を 含む。)、第三十六条(第五十条において準用する場合を含む。) 、第四十三条第六項から第八項まで及び第四十四条第八項の規定に よる基準 三 法第九十七条第一項、第二項又は第三項の規定により、同条第四 項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに 当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、第一項各 号及び前二号に定める基準以外のもの (従業者の員数) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に 従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニッ ト型介護老人保健施設(第三十九条に規定するユニット型介護老人保 健施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項にお	(趣旨) 第一条 (略) 2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定め る基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める 規定による基準とする。 一 (略) 二 法第九十七条第三項の規定により、同条第四項第二号に掲げる事 項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五 条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)、第五条の二 (第五十条において準用する場合を含む。)、第十三条第四項及び 第五項、第十五条(第五十条において準用する場合を含む。)、第 十八条第七項、第三十二条(第五十条において準用する場合を含む 。)、第三十六条(第五十条において準用する場合を含む。)、第 四十三条第六項及び第七項並びに第四十四条第八項の規定による基 準 三 法第九十七条第一項、第二項又は第三項の規定により、同条第四 項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに 当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、第一項各 号及び前二号に定める規定による基準以外のもの (従業者の員数) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に 従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニッ ト型介護老人保健施設(第三十九条に規定するユニット型介護老人保 健施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。〕及びユニット

いて同じ。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 (略)

6 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で開催され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 (略)

二 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

三・四 (略)

7 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認め

る型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 (略)

6 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で開催され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

7 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士併設される病院又は診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置

められるときは、置かないことができること。

二 (略)

(厚生労働省令で定める施設)

第三条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。
ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、
本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

一十三 (略)

2・3 (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第十三条 (略)

2・5 (略)

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 (略)

かないことができること。

二 (略)

(厚生労働省令で定める施設)

第三条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。
ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、
本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

一十三 (略)

2・3 (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第十三条 (略)

2・5 (略)

(新設)

6 (略)

（厚生労働省令で定める施設）

第四十一条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しな
ければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保
健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支
援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ
。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該
ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の
入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室
又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護
老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対
する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。
以下同じ。）の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若し
くは診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併
設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診
療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるとき
は、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる
。

一〇八 （略）

二〇五 （略）

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第四十三条 （略）

二〇七 （略）

八 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため
、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一
回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従
業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（厚生労働省令で定める施設）

第四十一条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しな
ければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保
健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支
援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ
。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該
ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の
入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室
又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護
老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対
する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。
以下同じ。）の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を
利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人
保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切
に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの
施設を有しないことができる。

一〇八 （略）

二〇五 （略）

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第四十三条 （略）

二〇七 （略）

（新設）

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための
研修を定期的実施すること。

9||
(略)

附 則

第十三条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室については、第三条第二項第一号の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、入所者一人当たりの床面積は、六・四平方メートル以上であること。

(削る)

(削る)

8||
(略)

附 則

第十三条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室については、第三条第二項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。

一|| 平成十八年七月一日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着手された転換に係る療養室 平成三十年三月三十一日までの間、入所者一人当たりの床面積は、六・四平方メートル以上であること。

二|| 平成十八年七月一日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に

第十四条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合においては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。

第十五条 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第三条第二項第二号中「一平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

2 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第三条第二項第四号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

第十六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂については、第三条第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、次の各号に

着手されていない転換に係る療養室 入所者一人当たりの床面積は、六・四平方メートル以上であること。

第十四条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合においては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。

第十五条 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第三条第二項第二号中「一平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

2 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第三条第二項第四号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

第十六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂については、第三条第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、次の各号に

に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

2 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設に限る。）を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第四十一条第二項第二号中「一平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

第十七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第一項第一号の規定は、適用しない。

第十八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第四条第一項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

2 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設に限る。）を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第四十一条第二項第二号中「一平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

第十七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第一項第一号の規定は、適用しない。

第十八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第四条第一項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

第十九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第一項第五号イ及び第四十一条第四項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

第十九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第五号イ及び第四十一条第四項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。